徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
　　　　法制文書課

定期第４０１号　令和３年１２月１０日発行

目　　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
７６２	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
７６３	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	同
７６４	家畜商講習会を開催する件	畜産振興課
７６５	肥料の登録の有効期間を更新した件	農林水産総合技術支援センター
７６６	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局森林整備課
７６７	同	同
７６８	公共測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
７６９	令和２年度徳島県一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の要領を公表する件	出納局会計課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
９６	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の５０分の１の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番　号	表　題	担当課名
９７	地方自治法の規定による県議会の解散の請求，知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
９８	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の３分の１の数を告示する件	
９９	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【人事委員会告示】

番　号	表　題	担当課名
１５	徳島県警察官昇任候補者名簿の確定	
１６	徳島県警察官昇任候補者名簿の失効	

徳島県告示第七百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十二月十日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　届出の概要

1　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オキノス	徳島市下助任町四丁目三七番地	田村　澄香

2　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　ケーズデンキ徳島沖洲店

所在地　徳島市北沖洲一丁目六一番地一及び六六番地

3　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前　四、四〇〇平方メートル

廃止後　〇平方メートル

4　廃止年月日

令和三年十月一日

二　届出年月日

令和三年十月五日

徳島県告示第七百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年十二月十日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス土成店

阿波市土成町土成字南原二五六番一ほか

二　法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和三年徳島県告示第四百八十八号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

三　法第八条第一項の規定により阿波市から聴取した意見の概要

1　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の減量に努めるとともに、資源物等は独自のルートを活用し、リサイクルするよう配慮願いたい。

2　防災・防犯対策への協力

防犯灯、消火栓、防火水槽等の対策に配慮願いたい。

災害発生時には、消火栓、防火水槽等を使用させていただきたい。

3　廃棄物に係る事項等

廃棄物の保管については、衛生面に十分留意されたい。

廃棄物の運搬や処理について、一般廃棄物は、阿波市が許可している業者に収集運搬を依頼願いたい。

一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、それぞれ適正に処理するとともに、廃棄物の減量対策を講じていただきたい。

四　意見の縦覧場所、期間及び時間

1　縦覧の場所　徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課

2　縦覧の期間　令和三年十二月十日から令和四年一月十日まで

3　縦覧の時間　午前九時から午後五時まで

徳島県告示第七百六十四号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和三年十二月十日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　開催日時

令和四年二月七日（月曜日）午前九時から午後五時十五分まで

同　　八日（火曜日）午前九時から午後五時十五分まで

二　開催場所

名西郡石井町石井字石井一六六〇　徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校

三　講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令　四時間

家畜の品種及び特徴　四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病　六時間

四　受講手続

受講申請書に住民票の抄本を添え、徳島県農林水産部畜産振興課（徳島市万代町一丁目一番地）へ提出すること。なお、受講申請書には、写真（受講申請書提出前六箇月以内に撮影したもの）を貼り付けること。

五　受講申請書の受付期間

令和三年十二月二十一日（火曜日）から令和四年一月二十一日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月二十一日までの消印があれば受け付ける。

六　受講手数料

三千三百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受講申請書に貼付すること。）

七　その他

講習会についての問合せは、徳島県農林水産部畜産振興課（電話〇八八―六二一―二四一七）にすること。

徳島県告示第七百六十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年十二月十日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県第四六〇号	魚かす粉末	七一〇魚かす	窒素全量　七・〇 りん酸全量　一〇・〇	該当なし	株式会社エヌ・シー・コーポレーション 板野郡松茂町中喜来字福有開拓三〇八番地一五	令和九年十二月一日

徳島県告示第七百六十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年十二月十日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　保安林予定森林の所在場所

三好市池田町ウヱマツ四〇四三の一、四〇四三の二、四〇四四の二

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

池田町ウヱマツ四〇四三の一・四〇四三の二・四〇四四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第七百六十七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年十二月十日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　保安林予定森林の所在場所
阿波市市場町日開谷字為後四五三

二　指定の目的
土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第七百六十八号

徳島県東部農林水産局長から、令和三年徳島県告示第五百十九号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年十一月十九日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県告示第七百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項の規定により、令和二年度徳島県一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

令和三年十二月十日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県出納局会計課、徳島県南部総合県民局阿南庁舎及び徳島県西部総合県民局三好庁舎に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県選挙管理委員会告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年十二月十日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一二、四六二人

徳島県選挙管理委員会告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年十二月十日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一七〇、五一三人

徳島県選挙管理委員会告示第九十八号

　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

　　令和三年十二月十日

　　　　徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

選挙区名	数
徳島	七一、三九〇人
鳴門	一六、〇六二人
小松島・勝浦	一二、五三六人
阿南	二〇、一五九人
吉野川	一一、四六〇人
阿波	一〇、三五九人
美馬	一〇、五四六人
三好第一	七、一九五人
名西	八、六七六人
那賀	二、三三六人
海部	五、六七九人
板野	二七、三二三人
三好第二	三、九七五人

徳島県選挙管理委員会告示第九十九号

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

　令和三年十二月十日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一七〇、五一三人

徳島県人事委員会告示第十五号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり昇任候補者名簿を確定したので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十日

徳島県人事委員会委員長　森　俊　明

昇任候補者名簿の名称	確定年月日	昇任試験の名称及び施行年月日	昇任候補者名簿に記載されている昇任候補者数
徳島県警察官昇任候補者名簿	令和三年十二月二日	警部昇任試験 令和三年九月二十七日及び十一月十五日	十八名

徳島県人事委員会告示第十六号

　職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の昇任候補者名簿は、令和三年十二月二日をもって失効させたので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第二項の規定により公示する。

　令和三年十二月十日

徳島県人事委員会委員長　森　俊　明

昇任候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県警察官昇任候補者名簿	令和二年十二月四日